

個人市県民税の主な改正内容

平成31(2019)

年度から実施

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成30年分から)

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するため、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられました。

また、合計所得金額900万円(給与収入1120万円)超の納税義務者に係る配偶者控除および配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が次第に減り、消失する仕組みが設けられました。

平成33(2021)

年度から実施

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ「働き方改革」を後押しするな

《配偶者控除》

納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	控除適用なし	控除適用なし

《配偶者特別控除》

配偶者の合計所得金額	市県民税の控除額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
90万円超95万円以下	31万円	21万円		
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	

どの観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除・公的年金等控除額をそれぞれ10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

なお、給与所得と年金所得の両方を有する方は、片方に係る控除のみが減額されるように、給与所得控除後の給与所得から10万円を控除する措置が講じられます。

■給与所得控除の見直し

給与収入が850万円を超える場合の控除額が、195万円に引き下げられます。ただし、子育て・介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方等に負担増が生じないように措置が講じられます。

■公的年金等控除の見直し

世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1千万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限が設けられます。

また、公的年金等に係る雑

所得以外の所得が1千万円超2千万円以下の場合10万円、2千万円超の場合20万円引き下げられます。

■基礎控除の見直し

基礎控除の控除額が10万円引き上げられます(再掲)。

また、合計所得金額が2400万円超で控除額が次第に減り、2500万円超で消失する仕組みが設けられます。

■調整控除の見直し

基礎控除が消失する合計所得金額が2500万円を超える方には、調整控除が適用されなくなります。

■配偶者・扶養控除等および非課税措置に係る所得要件の引き上げ

給与所得控除などから基礎控除への振替に伴い、同じ収入であっても、合計所得金額や総所得金額等が10万円増加するため、配偶者・扶養控除等および非課税措置の所得要件が10万円引き上げられます。

《問合せ》 税務課

☎ 21-9045

所得税・市県民税の申告準備は早めに

平成30年分(平成30年1月1日～12月31日)の所得税の確定申告・市県民税の申告期間は、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)までです。

この期間、市では本庁・各振興局に申告相談会場を設置しますが、各会場とも相当な混雑が予想されます。また、相談の受付時間を設定しますが、受付人数を制限することがあります。相談の日程や会場などは、広報とおか2月号でお知らせします。

次のことに留意していただき、早めの準備をお願いします。

《問合せ》税務課 ☎21-9045

申告期間

2月18日(月)～3月15日(金)

▼次の書類は、事前に作成してからお越しください

- 事業所得(営業、農業)・不動産所得の収支内訳書
- 医療費控除の明細書(受診者・医療機関等ごとに集計したもの)

▼次の書類は、平成30年分であることを確認の上、全て持参してください

- 給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- 各種控除に必要な証明書類

▼次の方は、直接豊岡税務署に申告をお願いします。

- ①土地、建物、または株式などの譲渡所得のある方
 - ②青色申告の方
 - ③繰越損失のある方
 - ④雑損控除のある方
 - ⑤住宅借入金等特別控除のある方で初年度の方
 - ⑥消費税、贈与税の申告
- ※①から④までに該当する方で、確定申告書の提出が不要な場合は除きます。

日曜納税相談・インターネット公売

日曜納税相談

納税(市税)の悩みごとを何でも相談してください。

▼日時 1月20日(日)午前10時～午後3時
▼場所 本庁舎 1階 税務課 課税係

インターネット公売

市税などの滞納処分で差し押さえた財産を次のとおり公売します。

▼公売方法 インターネットを利用した競り売り

▼参加申込期間 1月8日(火)午後1時～1月22日(火)午後11時

▼競り売り期間 1月29日(火)午後1時～1月31日(木)午後11時

▼代金納付期限 2月8日(金)午後3時

▼公売物件 陶器など9点(予定)

▼参加資格 20歳以上の方であれば原則誰でも ※公売保証金の納付が必要(公売保証金不要物件を除く)

▼申込み インターネットか

らの参加(1月8日(火)公開予定)
http://kobai.auctions.yahoo.co.jp/hyg_toyooka_city

【下見会】

落札した物件は返品することができませんので、事前によく見て公売に参加してください。

▼日時 1月20日(日)午前10時～午後3時

▼場所 本庁舎 1階(日曜納税相談同時開催)

※大型物件は下見会に展示しません。下見を希望する方は、問い合わせてください。日程などを調整します。

▼その他 次のサイトでも公売の情報を提供しています。

○市ホームページ
<http://www3.city.toyooka.lg.jp/kobai/top.htm>

○ヤフー株の公売システム
<http://kobai.auctions.yahoo.co.jp/>

《問合せ》税務課
☎23-1118

1～3月は税込確保重点期間です

市では、税の公平性と自主財源の確保を図るため、1月から3月までを「税込確保重点期間」と定め、市税の滞納があり、納付も納税の相談もない方に対し、差押などの滞納処分を強化します。

市税の納付が困難な場合、滞納を放置せず、まず、相談してください。

また、納税は便利な口座振替もできますので、ぜひ、利用してください。

《問合せ》税務課 ☎23-1118